## (仮称) 大田区情報化推進計画 (素案) への意見等の要旨と区の考え方

No.	分野	要旨	区の考え方
1	計画全体	区民の利用者目線でのデジ タル化を進めて欲しい。	本計画は、単にデジタル技術やデータなどの活用により、行政の業務効率化を図ることにとどまらず、情報化推進により、多様化する区民の皆様のニーズをより的確に捉えた、質の高い行政サービスを提供することが最大の目的です。 本計画に定める取組を着実に進め、情報化を通じた「ずっと住み続けたい大田区」の実現を目指してまいります。
2	計画全体	行政サービス内部だけでなく、上部組織(都や国)との情報などの伝達方法、仕組み、公開性など業務手順を含め改善すべきである。	国は「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、「国は、主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある」としています。 今後も、国や都とあらゆる場面において情報共有をしながら、その動向に注視し、連携を図ってまいります。
3	計画全体	市町村官民データ活用とは何か。	官民データ活用推進基本法において、「官民データ」は、電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものを指します。 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものと同法で定められています。 区においては、情報セキュリティ対策などを万全に講じた上で、区の保有するデータのオープンデータによる公開を進めるなど、区民サービスの向上や地域課題解決に資する新たなサービスの創出に繋げてまいります。
4	計画全体	計画の進行管理は誰がする のか。本文中「〜行うことを 前提とします。」は「〜行いま す。」が適切。	区では現在、情報化施策を推進するための体制として、区長を本部長とする「庁内ICT推進本部」を設置し、情報化施策に関する進行管理等を行っています。 本文中の表記につきまして、「第1章 計画の策定にあたって」「4 計画の進行管理」及び「第5章 計画推進に向けた体制」「1 計画の推進体制」の記載を修正いたします。
5	第2章 計画策定の背景	デジタル庁との棲み分けは。	国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和 2年12月25日)」において、デジタル庁(仮称)が総務省と連携して、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化に関する企画と総合調整を行い、政府全体の方針の策定と推進を担うほか、補助金を交付するシステムの統括・監理を行うとしています。
	国や都の情報化 に関する動向		区は、今後も、国の動向を捉え、区民の利便性向上に資するデジタル化を推進してまいります。
6	第2章 計画策定の背景 国や都の情報化 に関する動向	基幹系システムとは何か。	国の「自治体DX推進計画」によると、基幹系システムとは、住民サービスに密着した業務を支援するために、各地方公共団体で運用している主要な情報システムの総称です。主に、住民記録、税務、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、子ども・子育て支援など17業務システムをさします。
7	第2章 計画策定の背景 国や都の情報化	情報システムの標準化・共 通化の詳細な項目はどう か。	国は現在、関係府省を中心に、業務システムに関する標準仕様の作成を進めており、決定次第、順次、関係府省から示される予定です。 区は、今後も、国等の動向を捉え、区民の利便性向上に資するデジタル化・情報化を推進してまいります。 参考: 取組27 システムの標準化・自治体クラウド等の推進 素案59ページ
8	に関する動向 第2章 計画策定の背景 国や都の情報化 に関する動向	国や東京都のデジタル化の 動向に関して、区はどのよう に考えているのか。	区は、国のデジタル庁(仮称)の設置や自治体DX推進計画の取組、東京都のスマート東京実施戦略などの動向や、社会的な背景を踏まえ、本計画を策定いたしました。 今後も国や都等の動向を注視しながら、区民の利便性向上に資するデジタル化・情報化を積極的に推進してまいります。
9	第2章 計画策定の背景 区の情報化に関 する現状と今後 の取組の方向性	情報管理体制の強化はどう 考えているのか。	情報化を推進する上で、セキュリティ対策を実施し、情報管理を徹底することは、必要不可欠です。 区では、「大田区情報セキュリティ基本方針」に基づき、 個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策 を、総合的、体系的に実施しています。 引き続き、情報セキュリティ対策や個人情報保護に関する取組を着実に実施してまいります。 参考: 取組31 情報セキュリティ監査の実施 素案63ページ 取組32 職員の情報セキュリティ教育・研修の実施 素案64ページ 取組33 情報セキュリティ対策の高度化 素案65ページ
10	第2章 計画策定の背景 区の情報化に関 する現状と今後 の取組の方向性	「新たな日常」とは。	国は「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、「新たな日常」とは、新型コロナウイルス感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿としています。 「新たな日常」においては、業務やサービスの在り方など変革が求められていると認識しています。 区は、行政手続きのオンライン化やキャッシュレスの推進など、区民のさらなる利便性向上に資する行政サービスと「新たな日常」に対応する情報化施策を進めてまいります。
	第3章 情報化に向けた 基本的な考え方 基本方針	デジタル技術の活用、新技 術の活用について、どのよう に取り組むのか。発想・着 眼点等行政として期待したい。	情報通信技術やデジタル技術を活用して、地域課題の解決や多様化する区民ニーズに適した行政サービスの提供とそのサービスを誰もが享受できる環境整備に取り組むことで、「ずっと住み続けたい大田区」の実現を目指しています。 デジタル技術は加速度的に進化しており、活用にあたっては、その進化を的確に捉え、時機に応じた施策につなげていく必要があります。 区では、デジタル技術の最新の動向とともに、区民ニーズ等を把握し、新技術やデジタル技術を活用した取組を進めてまいります。

No.	分野	要旨	区の考え方
12	第4章 情報化への取組	データ集積・加工・蓄積などを駆使しデータの有効活用や事業管理、事業戦略等に活用できるような自治体DX	本計画は、単にデジタル技術やデータなどの活用により、行政の業務効率化を図ることにとどまらず、情報化推進により、多様化する区民の皆様のニーズをより的確に捉えた、質の高い行政サービスの提供を最大の目的とし、4つの視点に基づいて、様々な取組を位置づけています。 区は、本計画期間において、庁内におけるデジタル化に向けた基盤整備などを、国が「自治体DX推進計画」において「地方公共団体が取り組むべき事項・内容」と示した取組みも踏まえながら、着実に進めてまいります。 なお、本計画では「自治体DX推進計画」において示されている地方公共団体が取り組むべき事項・内容に該当するものに「★」を記しています。 参考:第3章 情報化に向けた基本的な考え方 2計画の体系 素案25ページ
13	第4章 情報化への取組	千代田区には電子書籍を貸 し出す電子図書館があります。 大田区にも電子図書館を 作って下さい。	電子書籍の導入により、外出困難な方へ図書館利用サービスを提供することが可能となります。また、電子書籍ならではの読み上げ機能や文字拡大機能を活用することで、より多様なニーズに応えたサービスを提供することができます。本計画において、様々な技術進歩や新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢の大きな変化にも対応し、利便性の高い行政サービスを提供する手段の一つとして、電子書籍サービス等の導入を位置づけています。参考:取組4 図書館における電子書籍サービス等の導入 素案33ページ
14	第4章 情報化への取組	図書館における電子書籍 サービス等の導入では、著 作権の問題がクリア出来て いるのか	電子書籍サービスは、著作権者の許諾が必須となりますので、必要な著作権対応等を行った上で当該 サービスを実施いたします。
15	第4章 情報化への取組	町会・自治会などをはじめと する行政サービスを支える 地域活動団体体との伝達方 法、仕組み、公開性など業務 手順を含め改善すべきであ る。	情報化を取り巻く社会状況の変化により、情報通信機器の活用などが求められる場面が増えており、地域活動における環境整備への支援が必要です。本計画において、誰もがいつでもどこでも快適に情報を利活用できる環境づくりに取り組みます。具体的な取組みの一つとして、地域活動におけるデジタル環境等整備支援を進めてまいります。参考:取組5 区民のICT利活用への支援 素案34ページ
16	第4章 情報化への取組	大田区ホームページ上の検索機能の改善を。	区ホームページにおいては、「誰もが使いやすい、分かりやすい、役に立つホームページ」を目指すため、ユニバーサルデザインやウェブアクセシビリティに配慮したサイト運用を行っています。 引き続き、区民一人ひとりにとって最適な情報発信を進めてまいります。 参考: 取組5 区民のICT利活用への支援 素案34ページ 取組7 ホームページ、SNS等を活用した情報発信の充実 素案36ページ
17	第4章 情報化への取組	オープンデータを充実してい ただきたい。	オープンデータを推進することは、行政が保有するデータを住民や企業等が有効に活用し、地域課題の解決、行政の透明性や信頼性の向上などに資する重要な取組です。 区としましては、現在東京都オーブンデータカタログサイト上でデータを公開しています。国が提示する「推奨データセット」を参考としながら、保有データのオープンデータ化をさらに推進してまいります。参考:取組17 オープンデータの推進素案47ページ
18	第4章 情報化への取組	今後は、デジタル地域振興 券の検討による地域活性化 など、地域通貨の取組も必 要と考える。	本計画においては、官民連携による地域課題解決の推進において、民間事業者などの多様な主体と連携し、行政サービスにおけるICTの利活用の検討を進める取組を予定しています。 いただいたご意見も参考にICTや先端技術を最大限に利活用することで、地域活性化等の地域課題の解決に資する取組を検討してまいります。 参考:取組19 ICT利活用に関する民間事業者・教育機関等との連携素案49ページ
19	第4章	象である。 厳格な取り扱いを求めるとと もに、区民への情報公開に	行政活動は、全般にわたって公平性、安定性及び継続性が強く求められていることから、行政事務は文書によって処理する、いわゆる文書主義を原則としています。 区は、引き続き、正式な手続に基づく正確で公平な処理に努め、処理過程においても客観性、正確性を確保するなど、電子化された文書も含め、公文書管理や情報公開につきまして、適切に対応してまいります。 参考:取組22 業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進素案54ページ
20	第4章 情報化への取組		区は、情報化を通じた区民サービスの質の向上に向けて取組を積極的に進めてまいります。 職員向けの、ICT研修や情報セキュリティ研修の実施により、職員全体のICTリテラシーの向上に引き続き努めてまいります。また、オンライン会議の利用拡大等に対応するため、庁内のネットワーク環境の増強を図ります。 参考: 取組26 ネットワーク基盤等のインフラ整備 素案58ページ 取組32 職員の情報セキュリティ教育・研修の実施 素案64ページ 取組34 ICTリテラシーの向上 素案66ページ
	第4章 情報化への取組	システム設計の標準化を行わずに、情報化やデジタル 化を推し進めてはならないと 考える。	現在、区の基幹系システムでは、総務省が提唱する「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したものを導入しています。 「地域情報プラットフォーム標準仕様」は、自治体の庁内の様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様で、総務省が策定し、(一財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)において「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として公開し、運用されています。 区としましては、今後、国が示す業務プロセスとシステムの標準化の動向を踏まえ、区民情報系システムの標準システムへの移行を進めるなど、システムの標準化に取り組んでまいります。 参考:取組27 システムの標準化・自治体クラウド等の推進 素案59ページ
22	第4章 情報化への取組	業務システムの標準化など、 大田区としての取組みでは なく、将来を見据えて広域連 合を模索する事も必要と考 える。	本計画においては、区で運用する基幹系システムの標準化・共通化を、国が示す業務プロセスとシステムの標準化の動向を踏まえて進めることとしています。システムの標準化・共通化は、管理運用業務の効率化、経費縮減、セキュリティ水準の向上、災害時などの業務継続性の確保などの利点があると考えます。 区としましては、他自治体との広域的な連携を含めた標準化・共通化の取組について、研究してまいります。参考:取組27 システムの標準化・自治体クラウド等の推進素案59ページ
23	第4章 情報化への取組	住基ネットシステムは、利用 されていないのか。	住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットシステムは、住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築され、現在も活用されています。

No.	分野	要旨	区の考え方
24	第4章 情報化への取組	システム利用者も高齢者、子 ども、障がい者、外国人など 様々であり、システムのユニ バーサルデザイン化も考慮 して欲しい。	本計画は、単にデジタル技術やデータなどの活用により、行政の業務効率化を図ることにとどまらず、情報化推進により、多様化する区民の皆様のニーズをより的確に捉えた、質の高い行政サービスを提供することが最大の目的です。 システムの導入にあたっては、ユニバーサルデザインの視点も踏まえた検討を進めてまいります。 参考:取組29 情報システムガイドライン等の検討、システム刷新方針・計画の策定 素案61ページ
25	第4章 情報化への取組	情報セキュリティ対策について、区の方向性は。	区では、「大田区情報セキュリティ基本方針」に基づき、個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策を、総合的、体系的に実施しています。また、標的型攻撃をはじめとするサイバー攻撃など情報セキュリティに対する脅威に備え、ネットワーク・システム機器の強靭化や東京都セキュリティクラウドへの参加など、侵入・改ざん・情報漏えい防止対策の強化を行ってきました。今後も、新たなセキュリティ脅威への対策を進めるとともに、国が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠するなど、情報セキュリティ対策を強化してまいります。参考: 取組30 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠するなど、情報セキュリティ対策を強化してまいります。参考: 取組30 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等への対応 素案62ページ取組32 職員の情報セキュリティ教育・研修の実施 素案64ページ
26	第4章	Web会議を想定されているが、第三者を交えた会議での情報漏洩対策や、会議資料の扱いも検討をすべき。	本計画では、職員の情報セキュリティ教育・研修の実施等を位置づけており、内外におけるWeb会議等の実施においても、情報セキュリティ対策や個人情報保護に関する取組を着実に実施してまいります。参考:取組32 職員の情報セキュリティ教育・研修の実施 素案64ページ
27	第4章 情報化への取組	情報化を推進するために は、人材育成が課題である。 デジタル人材については、高 度な見識が求められるが、ど のように取り組んでいくの か。	さらなる区民サービスの向上、政策立案の高度化、業務の効率化などを実現するためには、これまで以上に、人材育成が重要と考えています。 区は、ICTリテラシー研修や情報セキュリティ研修と並行して、高度なスキルを有する内部人材の育成に向けて、専門的な外部研修への参加を継続し、データ活用や情報セキュリティ対策の高度化を進めてまいります。 参考: 取組32 職員の情報セキュリティ教育・研修の実施 素案64ページ
28	第4章 情報化への取組	情報セキュリティ対策の高度 化について、内部での対策、 外部からの要因による対 策、自然災害による電源喪 失など、様々な対策につい て、区の方向性は。	高度化・巧妙化するサイバー攻撃への対応のほか、自然災害による電源喪失等の様々なリスクが想定されます。 区は、情報セキュリティ対策の高度化について、様々な角度から検討し、情報化への取組を進めてまいります。 参考:取組33 情報セキュリティ対策の高度化 素案65ページ
29	第4章 情報化への取組	職員の働き方を含め、テレワークやリモートワークなどの導入検討をしていただきたい。	テレワーク等は、感染拡大防止や災害等における事業の継続、業務効率化を可能とし、業務特性や職員一人ひとりの状況などに合わせた多様な働き方を実現することで、区民サービス向上に資するものと考えています。 区では、職員を対象として、テレワークを令和2年6月から試行的に開始しました。引き続き、情報の取り扱いに留意しながら、テレワークやWeb 会議などの取組を進めてまいります。 参考:取組36 テレワーク環境の整備 素案68ページ
30	第4章 情報化への取組	システム導入検討にあたり、 先進事例の検証や専門家を はじめ多様な利用者、外部 の業界、関係者など様々な ニーズを反映させ、継続的に 機能改善できる仕組みとして 欲しい。	区としましては、国や都の動向はもちろん他自治体や民間事業者等の取組も参考としながら、最適なシステムの導入が図れるよう、研究してまいります。
31	第5章 計画推進に向け た体制	情報化を進めるためには、	本計画は、単にデジタル技術やデータなどの活用により、行政の業務効率化を図ることにとどまらず、情報化推進により、多様化する区民の皆様のニーズをより的確に捉えた、質の高い行政サービスを提供することが最大の目的です。 区では現在、情報化施策を推進するための体制として、区長を本部長とする「庁内ICT推進本部」を設置し、情報化施策に関する総合調整等を行っています。 いただいたご意見等も参考にさせていただきながら、体制の強化等を検討し、引き続き情報化への取組を進めてまいります。 参考:第5章 計画推進に向けた体制 1計画の推進体制素案70ページ